

第7回尾鷲圏域県管理河川水防災協議会（令和4年2月7日）

三重県では、国、県、市・町の減災の取組を共有し、社会全体の水防災意識を確実なものにするために圏域ごとに協議会を設置し、概ね5年以内に行う取組を取りまとめることとしています。

尾鷲圏域県管理河川水防災協議会は、平成29年5月に協議会を設立し、協議会で取りまとめた「尾鷲圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」の実施状況についてフォローアップに取り組んでいます。

今回開催した第7回協議会では、新たな取り組みとして、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」へ転換し、ハード、ソフト一体の事前防災対策を加速していくため、新たに「尾鷲圏域二級水系流域治水プロジェクト」の中間案について議論しました。

位置図



協議会委員名簿

【委員】

- ・尾鷲市長
- ・紀北町長
- ・津地方気象台長
- ・三重県農林水産部農業基盤整備課長
- ・三重県県土整備部水災害対策監
- ・三重県県土整備部河川課長
- ・紀北地域活性化局長
- ・尾鷲建設事務所長（座長）

【オブザーバー】

- ・中部地方整備局地域河川課長
- ・森林研究・整備機構森林整備センター
津水源林整備事務所長
- ・電源開発(株)西日本支店
北山川電力所尾鷲事務所長

協議会の状況

◇委員からのコメント

（尾鷲市長）

近年の集中豪雨などによる水害の激甚化や頻発化などから流域治水の取組により、より一層、国、県及び地域が連携を図りながら、一体となって治水対策に取組み、社会全体の水防意識を浸透させていきたいと述べられました。

（紀北町長）

県の取組及び国による排水ポンプ車の派遣などへの感謝のお言葉と共に町の取組について紹介頂きました。また、流域治水については、関係機関と連携しながら取り組んでいくことを述べられました。

第7回協議会の概要

◇日時・会場

日時：令和4年2月7日（月）14:00～15:30

会場：Web会議

◇議題

- ・尾鷲圏域県管理河川水防災協議会規約の改定について
- ・流域治水プロジェクトの策定（中間案）について

